

## 練馬区スポーツ施設 新型コロナウイルス感染症対策 詳細 (R3.1.9改訂)

### I 全施設共通

#### 1 職員の対策

- (1) 原則として、施設内ではマスクを着用する。
- (2) 手洗い・うがいを徹底し、通勤時もマスクを着用するなど、感染予防対策を講じる。また、出勤前に検温するなど、体調管理に留意する。
- (3) 発熱等の症状がみられるときは、無理に出勤せず、外出も控える。(施設長は、当該職員が無理に出勤することのないよう配慮する。)
- (4) 休務日においても、「3密状態となる施設・イベントを避ける」「不要な外出を控える」など、感染予防を心掛ける。
- (5) 施設としての対策については、本資料や「練馬区スポーツ施設 感染対策チェックリスト」等により各職員へ周知する。

#### 2 利用者対応

##### (1) 利用者に求める対応

- ・利用者には自宅で体温を計測し、平熱であることを確認した上で、利用するよう求める。検温をせずに来館した利用者には、必要に応じて体温計（非接触型が望ましい）を貸し出す。
- ・以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせるよう求める。(団体利用時は、代表者を通じて、利用メンバーに該当者がいないことを確認する。)

- 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

- ・施設内ではマスクの着用を求める。ただし、運動中の着用は利用者の判断によるものとする（マスクを着用して運動した場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意する）。
- ・観客席や休憩スペースでの食事は原則として禁止とする（飲料や施設内自販機の商品を除く）。

##### (2) 利用者への周知等

- ・施設入口や掲示板等、利用者に見えやすい場所に感染防止のための留意事項を掲示する
- ・感染防止のために留意事項を利用者がきちんと遵守しているか、施設内を定期的に巡回・確認する。守られていない場合は、声かけを行う。(ただし、高齢者や障害のある方等、利用者

の特性にも配慮すること。)

### (3) 利用人数制限を行う場合の対応

- ・公共施設予約システムにより、予約時の利用予定人数が制限数を超えている団体が確認された場合は、事前に連絡し、制限内での利用を求める。
- ・団体利用において利用当日に制限を超える来場があった場合であっても、施設利用自体は不可とせず、競技に参加していないメンバー等は観客席・ロビー・施設内の空きスペース等で待機するよう依頼する。ただし、待機場所においては、密状態を避け、マスクを着用するとともに大声で会話をしないよう求める。
- ・個人利用において入場までの時間が長くなる場合は、待ち時間の表示やアナウンスを行う。

#### ◎イベント・事業開催時の利用人数制限

イベント・事業の会場として使用される場合の利用人数制限は、5,000人を上限とする。ただし、定員の定めのある施設では、定員の50%を上限とする。

主催者には、十分な感染症対策を取ることを求めるとともに、イベント・事業の内容、利用予定人数、感染症対策等を聞き取った上で、区と対応（利用可否等）を協議する。

### (4) 利用申込制限に係る特別対応の継続

- ・新型コロナウイルス感染症の予防を理由とする利用キャンセルの申出があった場合は、利用予定日の7日前を過ぎている場合でも、利用申込制限の対象とはしない。この場合、システム上の取消処理は施設側で行う。なお、利用者が自らシステム上の取消処理を行い、制限が付与された場合であっても、処理後に利用者から申出があった場合は、施設側で制限解除の処理を行う。

### (5) 利用時間の短縮【令和3年1月12日～2月7日】

- ・緊急事態宣言等を踏まえて、通常の利用時間が午後8時を超える施設の利用時間を午後8時までに短縮する。各施設における対応は、別表「緊急事態宣言等を踏まえた利用時間の変更内容」(P. 4)のとおりとする。

## 3 施設管理

### (1) 受付窓口等

- ・窓口や施設入口に、手指消毒薬を設置する。
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板やビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・金銭の受渡は、トレーを介して行う。
- ・受付や券売機購入の際、利用者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行う。

### (2) トイレ・手洗い場

- ・複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ・水洗トイレのレバー等）は、こまめに消毒する。
- ・蓋が付いている洋式トイレの個室には、蓋を閉めて汚物を流すよう教示する。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。

- ・「手洗いは30秒以上行いましょう」「マイタオルを持参してください」等の掲示を行う。

### (3) 更衣室・休憩スペース

- ・利用者同士の間隔にはゆとりを持たせ、密になることを避ける（障害のある方の介助を行う場合を除く）。ゆとりを持たせることが難しい場合は、「ロッカーの数を制限する」「更衣室に一度に入室する利用者の数を制限する」「ロビーのテーブル・椅子等の数を減らす」等の措置を講じる。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）は、こまめに消毒する。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮する。
- ・「隣の方と間隔を空けてご利用ください」「室内での会話は控えてください」等の掲示を行う。
- ・スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

### (4) スポーツ用具の管理

- ・利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知する。やむを得ず共用するスポーツ用具については、こまめに消毒する。
- ・スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出前後に消毒する。

### (5) 観客（監督・コーチや控え選手を含む）の管理

- ・観客の入場は可とする。ただし、観客を入場させる場合は、観客同士が密な状態とならないよう、主催者と対策を協議する。観覧席のある施設においては、間隔を空けて座るよう、必要に応じて座席を一部使用禁止とする。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、観覧時はマスクを着用すること等の留意事項を周知する。

### (6) ゴミの廃棄

- ・施設内のゴミ箱（空き缶・ビン・ペットボトル用を除く）は、原則として撤去する。
- ・施設内に捨てられた鼻水、唾液等が付いたゴミを回収する場合は、ビニール袋に入れて密閉して縛る。回収する人は、手袋を着用するとともに、脱いだ後は必ず手洗いをする。

### (7) 清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤等を用いて清掃する。
- ・通常の清掃後に不特定多数が触れる環境表面は、始業前や終業後に清拭消毒する。

## 4 区との連携

- (1) 利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合は、速やかにスポーツ振興課へ報告し、対応を協議する。
- (2) 本資料や区からの通知等だけでは、判断しかねる事例が生じた場合は、スポーツ振興課と対応を協議する。

緊急事態宣言等を踏まえた利用時間の変更【令和3年1月12日～2月7日】

(「2 利用者対応」－(5) 利用時間の短縮 別表)

施設名	利用区分	変更内容
体育館内 競技場 武道場 柔道場 剣道場 卓球場	団体利用	夜間枠の時間を以下のとおり短縮 【変更前】18時30分～21時30分(3時間) 【変更後】18時30分～ <u>19時30分(1時間)</u> ※変更後の使用料は1時間分の料金とする。 ※夜間枠に「空き枠」が生じた場合、個人利用への変更は行わない。
	個人利用	(ア)通常1時間単位での「入替制」を行っている場合 … <u>20時をまたぐ枠(19:30～20:30等)とそれ以降の枠は中止</u> (イ)利用者ごとに開始時間が異なる場合(随時入場) …利用時間を <u>20時に終了(◎)</u> (ウ)夜間枠(3時間)を単位して開放している場合 …時間を以下のとおり短縮 【変更前】18時30分～21時30分(3時間) 【変更後】18時30分～ <u>19時30分(1時間)</u> ※変更後の使用料は1時間分の料金とする。
温水プール	団体利用	最終枠(6枠目)の時間を以下のとおり変更 ●平和台体育館・中村南スポーツ交流センター 【変更前】19時00分～21時00分(2時間) 【変更後】19時00分～ <u>20時00分(1時間)</u> ※変更後の使用料は1時間分の料金とする。 ●上石神井体育館・大泉学園町体育館・三原台温水プール 【変更前】19時30分～21時30分(2時間) 【変更後】 <u>貸出なし</u>
	個人利用	利用時間を <u>20時に終了(◎)</u>
会議室	団体利用	利用時間を <u>20時に終了</u>
トレーニング室	個人利用	利用時間を <u>20時に終了(◎)</u>
庭球場 多目的運動場	団体利用	最終枠(6枠目)の時間を以下のとおり短縮 【変更前】19時00分～21時00分(2時間) 【変更後】19時00分～ <u>20時00分(1時間)</u> ※変更後の使用料は1時間分の料金とする。

◎個人利用のうち「利用時間を20時に終了」としているものについては、通常時、閉館時間(21時30分)よりも早めに退室を求めている場合は、同様の対応で構わない。

## Ⅱ 屋内施設（体育館・温水プール）

### 1 利用者情報の収集

- (1) 団体利用の場合は代表者に対して、利用メンバー全員の連絡先等を把握しておくよう依頼する。また、公共施設予約システムに登録の連絡先に変更がないことも併せて確認する。
- (2) 個人利用の場合、「利用前確認書類」を提出してもらう。グループで来館した場合、代表者が利用メンバー全員の連絡先を把握しておくことを条件に、代表者のみの提出も可とする。

### 2 屋内施設共通

- (1) 換気設備の適切な運転や、定期的な窓開けによる外気の取り入れ等により換気を行う。
- (2) 競技場等の床は、こまめに清掃する。

### 3 個別施設の対策

#### (1) 競技場（アリーナ）、武道場（柔道場・剣道場）

- ・競技場の面積や換気機能等に応じて、人数制限を行う。

<p>&lt;制限の目安&gt;</p> <p><b>競技場</b>…20 m<sup>2</sup>～25 m<sup>2</sup>あたり 1名</p> <p>(例) 面積 1,404 m<sup>2</sup>の競技場を全面利用</p> <p><math>1,404 \text{ m}^2 \div 20 \text{ m}^2 = \text{約 } 70 \text{ 名} \sim 1,404 \text{ m}^2 \div 25 \text{ m}^2 = \text{約 } 56 \text{ 名}</math></p> <p><b>武道場</b>…10 m<sup>2</sup>～25 m<sup>2</sup>あたり 1名</p> <p>(例) 面積 235 m<sup>2</sup>の柔道場を全面利用</p> <p><math>235 \text{ m}^2 \div 10 \text{ m}^2 = \text{約 } 24 \text{ 名} \sim 235 \text{ m}^2 \div 25 \text{ m}^2 = \text{約 } 10 \text{ 名}</math></p>		<p>この範囲内で 換気機能等、 施設の環境に 応じて設定</p>

- ・バドミントンや卓球の個人利用時に、各コート・卓球台の間隔を十分に確保できない場合は、コート数・台数を減らす。
  - ・個人利用時に人数制限を行うことで、ロビー等が密集状態となる場合は、施設の判断により競技種目を変更することができる。
- #### (2) 温水プール（三原台温水プールの屋外幼児用プールを含む）
- ・プールの定員（団体・個人を合わせた入場可能人数）は、通常時の50%を上限として、各施設の換気機能等に応じて設定する。入場までの時間が長くなる場合は、待ち時間の表示やアナウンスを行う。
  - ・団体利用は1コース当たりの利用人数を15名までとする。
  - ・利用時間は最大2時間までとする。
  - ・当面、採暖室は使用不可とする。
  - ・浴槽やジャグジーは、人数制限を設けるとともに、利用者の間隔を空けるよう工夫する。

(3) 光が丘体育館「ランニングコース」

- ・ランニング時は、前後のランナーと10m以上の間隔を空けるよう周知する。

(4) 総合体育館「卓球場」「弓道場」「エア・ライフル場」

- ・(1)を参考として、必要に応じて人数制限等を行う。

(5) 会議室

- ・定員は通常時の50%とする。
- ・利用団体には、マスク着用や換気等の感染対策を行うようお願いする。
- ・利用前後は窓や扉を空けて換気を行う。

(6) トレーニング室

- ・定員は通常時の50%を上限として、各施設の面積や換気機能等に応じて設定する。
- ・利用時間は2時間までとし、時間延長は認めない。
- ・室内では、トレーニング中も含めてマスクの着用を必須とする。なお、利用者には、マスク着用による影響を考慮した適度な運動強度での利用を促す。
- ・トレーニング室入口にはアルコールなどの消毒液を設置する。入場時は必ず手指を消毒するよう求める。
- ・消毒液、使い捨てペーパー類およびゴミ箱（使用後のペーパー用）を備え付け、利用者に対して、器具使用後の消毒・拭き取り作業の徹底を求める。
- ・ランニングマシン・エアロバイク等の有酸素系トレーニング機器は、利用者同士の十分な間隔を確保するため、間引く、レイアウトを変更する等の対応を行う。また、飛沫感染防止のため、機器の間にアクリルパーテーションやビニールカーテン等を可能な限り使用して、仕切りを設ける。
- ・ダンベル等を使用するフリーウエイトエリアについても、利用人数制限を行った上で、エリア内をパーテーション等で区切って、運動する位置を指定する。
- ・窓（排煙窓を含む）・入口扉の開放や、扇風機等の使用により、室内の空気の入替を行う。
- ・会員証取得オリエンテーションは、原則として1名ずつ行う。同時間帯に希望者が複数いる場合は、受付順に実施する。ただし、家族や友人同士での参加希望があった場合は、2～3名程度を上限として同時参加を認める。また、座学による講習を行う際は、アクリルパーテーション等による飛沫感染対策を講じる。
- ・集団指導は、感染拡大防止のため、当面の間中止する。

### Ⅲ 屋外施設

#### 1 利用者情報の収集

- (1) 団体利用の場合は代表者に対して、利用メンバー全員の連絡先等を把握しておくよう依頼する。また、公共施設予約システムに登録の連絡先に変更がないことも併せて確認する。
- (2) 個人利用の場合、「利用前確認書類」を提出してもらう。グループで来館した場合、代表者が利用メンバー全員の連絡先を把握しておくことを条件に、代表者のみの提出も可とする。ただし、公園内の広場・運動場等で入場管理が困難な施設を除く。

#### 2 個別施設の対策

##### (1) 陸上競技場、運動場、多目的広場

- ・施設の面積等に応じて、人数制限を行う。

<制限の目安>	少年用サッカーコート・少年野球場	1面あたり 50名
	フットサルコート	1面あたり 20名（個人利用時は10名）
	バスケットコート	1面あたり 20名（個人利用時は12名）

- ・個人利用時に入替制を採用している施設においては、混雑状況に応じて、1利用枠あたりの時間を短縮する。
  - ・練馬総合運動場公園「陸上競技場」、大泉さくら運動公園「多目的運動場」、石神井松の風文化公園「多目的広場」の個人利用時の人数制限の目安は200名とする。
- ##### (2) 成人野球場、練馬総合運動場少年野球場
- ・野球場1面あたり50名を目安として、人数制限を行う。
- ##### (3) 庭球場
- ・庭球場1面あたり8名を目安として、人数制限を行う。
  - ・当面、減免申請受付手続きの簡略化を継続する。
- ##### (4) 石神井プール
- ・石神井プールの定員は300名（通常時の30%）とする。
  - ・利用時間は最大2時間までとする。
- ##### (5) 総合体育館「ローラースケート場」
- ・(1)を参考として、必要に応じて人数制限等を行う。
- ##### (6) 大泉学園少年野球場、荒川河川敷野球場
- ・(2)を参考として、必要に応じて人数制限等を行う。
- ##### (7) 石神井松の風文化公園「多目的室・和室」、練馬総合運動場公園「会議室」
- ・定員は通常時の50%とする。
  - ・利用団体には、マスク着用や換気等の感染対策を行うようお願いする。
  - ・利用前後は窓や扉を空けて換気を行う。